

平成29年度重点施策

－ ICTで活気ある東北のまちづくり－

総務省東北総合通信局では、「ICTで活気ある東北のまちづくり」をスローガンに掲げ、東日本大震災の被災自治体が抱える課題をICTを活用して解決し、復興支援を着実に推進するとともに、ICTを活用したまちづくりに対する各種支援事業を推進するなど、次の4つの事項を柱とする重点施策に全力を挙げて取り組みます。

- I 東日本大震災からの復興の着実な推進
- II 安心・安全な暮らしの確保
- III 元気なまちづくりの推進
- IV ひとにやさしいICT環境の整備

I 東日本大震災からの復興の着実な推進

東日本大震災の被災自治体における情報通信基盤の円滑な整備やICT利活用による被災者の暮らしの再生に向けた取り組みを進めます。

(1) 情報通信基盤の円滑な整備促進

防災集団移転や土地区画整理、長期避難者のための生活拠点整備等、被災自治体が進める復興まちづくり計画を、関係機関が参加する「東日本大震災ICT復興促進連絡会議」において共有し、地区別に通信・放送利用環境の調査、課題の共有、対策手法の検討を進めます。また、被災自治体の課題等をより把握するため、被災自治体との情報交換等を進めます。

(2) 復興まちづくりにおける情報通信基盤整備への支援

復興まちづくりと併せて行う地上デジタルテレビ放送受信環境、地上ラジオ受信環境、ブロードバンド環境及び地域公共ネットワーク等、被災地域の復興と被災者の暮らしの再生を実現するために必要な情報通信環境の整備について支援します。また、原発避難地域について、被災自治体と緊密な連携を行いながら、「総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（デジサポ福島）」等とともに、地上デジタルテレビ放送対策を支援します。

(3) 被災した情報通信基盤の復旧への支援

東日本大震災により被害を受けた地域のブロードバンド基盤、地域公共ネットワーク、CATVの復旧を行う被災自治体を支援します。

Ⅱ 安心・安全なくらしの確保

1 災害に強い情報通信インフラの整備

災害発生時に防災関係機関による情報伝達や住民への避難指示が確実に行われるよう、ネットワークの強靱化や防災行政無線等の整備を進めるとともに、海難事故防止に取り組みます。

(1) 放送ネットワークの強靱化及び放送施設の安全・信頼性向上

災害時の放送遮断等を回避するため、放送機材の冗長化、連絡線の二重化、予備電源の設置など災害放送実施体制の強化等を行う放送事業者・自治体等を支援し、一層の安全・信頼性向上を進めます。

(2) 防災行政無線等の整備促進

防災情報等の伝達の確実性向上のため、防災行政無線等の整備を推進します。

(3) 海難事故防止の推進

船舶航行の安全を確保するための国際 VHF、簡易型 AIS 等の導入を推進するとともに、国際 VHF のデジタルデータ通信の円滑な導入に向け周波数変更を支援します。

2 災害時の情報伝達手段の強化

災害発生時に直接住民へ災害・避難情報などを伝えられるよう、様々なメディアを使って複合的かつ広範囲に情報伝達できるような手段の普及を進めます。

(1) Lアラート（災害情報共有システム）の利活用促進

自治体、メディア、ライフライン事業者等の関係者から構成されるLアラート利活用連絡会等により、迅速・正確な情報発信体制と利活用を支援します。

(2) 電気通信サービスを利用した防災情報伝達の利活用促進

災害時等における住民に対する情報伝達の一手段として、管内すべての自治体で緊急速報メールが導入されるなど、電気通信サービスの重要性が増してきているため、その利用上の課題や活用法について自治体及び住民の方々への周知啓発を行います。

(3) ラジオ難聴の解消支援

生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、民放ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援します。

(4) コミュニティ放送の普及

コミュニティ放送局の開設計画を有する自治体・団体に対して円滑な開局に向けて支援を行うとともに、既存のコミュニティ放送局に対しては、地域メディアとして一層発展できるよう関係団体との連携を推進します。

3 防災・減災対策の推進

防災・減災対策を推進するため、防災訓練などを通じて関係機関との連携を強化します。

(1) 防災訓練等を通じた支援体制の強化

各県等の防災訓練に参画し、移動通信機器、臨時災害放送機材、移動電源車等の展示、最新技術を活用した情報伝達システム等を紹介するとともに、リゾン派遣等による関係機関との連携を強化します。

(2) 非常通信協議会との連携による災害時の支援

非常通信協議会と連携し、防災対策を推進するためのセミナーの開催や「臨機の措置」による無線局の開設等の周知を行うとともに、県の防災訓練と連携した非常通信訓練を実施します。

4 信書便市場の活性化

誰もが安心してサービスを利用できるよう、利用者一般に対する制度の周知啓発を推進するとともに、事業者の適切な監理を実施します。

Ⅲ 元気なまちづくりの推進

1 地域のICT基盤整備

地域の成長・発展を支えるICT基盤整備を推進します。

(1) ICT基盤整備によるまちづくりの推進

観光・防災拠点における公衆無線LANの整備を行う自治体を支援するとともに、放送事業者等との連携により放送コンテンツ制作・発信等の海外展開や4K・8Kサービスなど高度映像サービスの周知啓発を進めます。また、産学官の連携により「多言語音声翻訳システム」の社会実証を促進し、多様な事業創出に向けたクラウド型翻訳サービスプラットフォームの推進に取り組みます。

(2) ふるさとテレワークの推進

人や仕事の地方への流れを促進し、地方でも都会と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進します。

(3) 条件不利地域における光ファイバ整備の推進

過疎地等の「条件不利地域」を有する地方公共団体による超高速ブロードバンド環境を実現するため、光ファイバ等の整備を支援します。

(4) 携帯電話の通信エリア拡大

携帯電話の不感地帯を順次解消していくとともに、道路や鉄道のトンネルの不感地帯の解消を促進するため、自治体、電気通信事業者を支援します。

2 ICT利活用による地方創生

東北地域の発展に資するツールとしてICTを利活用し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

(1) ICT利活用によるまちづくりの推進

公衆無線LAN等を活用し、観光・健康・農林水産などの様々な分野のICT利活用を関係者や自治体と連携し促進するとともに、地域が抱える多

様な課題解決を実現するため、IoT、AI等新しいICTの導入や利活用により分野横断的なまちづくりを推進します。また、東北地域の産学官が結集して幅広い活動を実施している東北情報通信懇談会等と地域の関係機関と連携し、講演会、セミナー、シンポジウムの開催等により、地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 医療機関における電波利用の推進

医療機関において電波を使用した医用テレメータのような医療機器やタブレット端末などが円滑に利用できるよう、「医療分野において安心・安全に電波を利用するための手引き」を活用した情報提供、コンサルティングや説明会を開催するとともに、適切に電波を利用するための知識を有する人材の育成等、各種検討を行う場を創設し医療機関における電波利用を推進します。

(3) ICT人材派遣制度の活用推進

ICTを利活用し効率的・効果的な事業の運営を検討する自治体等に対し、ICTの知見、ノウハウに関する専門的知識を有する地域情報化アドバイザー等、専門人材の派遣による支援を行います。

(4) ICTを活用するための調査検討等

利用拡大が見込まれているドローンの的確な飛行位置把握のための無線システムの技術的条件等について検討し、地域振興のための電波の一層の利活用を推進します。

3 ICT分野の研究開発促進

ICT分野における研究開発を支援し、東北地域の研究開発力向上のための取り組みを強化します。

(1) 戦略的情報通信研究開発推進事業による研究開発等の推進

新規性に富むICT分野の研究開発を大学・企業・自治体の研究機関等から広く公募し、研究を委託する競争的資金「戦略的情報通信研究開発推進事業」(SCOPE)により、若手ICT研究者の育成や中小企業の斬新な技術の発掘、地域の活性化等に資する研究開発を推進します。また、国立研究開発法人「情報通信研究機構」(NICT)が有する研究開発用テストベッド等の利活用により、研究開発機関の連携を一層推進します。

(2) 研究開発成果の事業化・産業化促進、ベンチャー支援

「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム(I-Challenge!)」等によりICT分野の研究開発成果の事業化・産業化を促進するとともに、多くの起業が進むようベンチャー支援等の取り組みを推進します。

(3) NICTとの連携

仙台を拠点とする耐災害ICT研究開発センターを中心として行うNICTの地域連携を支援し、関係機関との連携により耐災害ICT研究成果をはじめとする社会実証の展開を促進します。また、災害時に備え、ICTを活用した耐災害ノウハウを共有するなど、連携の強化を進めます。

(4) IoT等の人材育成

分野毎・地域毎の講習会や若者等対象とした体験型教育・ハッカソン等を通じてIoT時代に求められる人材育成を推進します。

Ⅳ ひとにやさしいICT環境の整備

1 電気通信サービスに関する消費者保護施策の推進

誰もが安心・安全にICTを利用できる環境実現のため、電気通信サービスに関する消費者保護についての周知啓発等に取り組みます。

(1) 消費者保護ルールの周知啓発

改正電気通信事業法により導入された、「説明義務の充実、書面交付義務の導入、初期契約解除制度」などの消費者保護ルールについて、消費者及び消費生活センター等への周知啓発に取り組むとともに、関係機関と連携して消費者保護の着実な浸透を図ります。

(2) トラブル対応の強化

電気通信サービスに関する様々なトラブルに対応するため、消費生活センターからの苦情・相談等の事例の蓄積・分析、情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施し、消費者保護を推進します。

2 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

e-ネット安心講座をはじめとする出前講座の実施体制の強化とともに、地域に根ざした情報リテラシー教育体制の整備に向けた取り組みについて、関係者の協力を得ながら推進します。

(1) 「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を通じた活動強化

地域の連携体制である「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」に参画する参加組織（東北地域の各県、各県警察、各県PTA 連合会等）との連携強化に向けて、各団体の研修会等での説明を積極的に行います。

(2) e-ネット安心講座等を活用した対策の強化

e-ネット安心講座の実施体制強化に向けて、講師認定講習会の計画的な開催により対象事業者や学生ボランティアなどの講師養成を支援するとともに、同講座の質的向上に向けた既存認定講師へのフォローアップを実施します。また、e-ネット安心講座以外の講座との連携を強化するなど、安心対策の強化を図ります。

(3) 教育委員会等が実施する講師養成研修への支援

教員や保護者自らが情報リテラシー講座の講師を務めることが出来るよう、e-ネット安心講座等を活用しリテラシーの向上を図るとともに、教育委員会等の関係組織が実施する研修への講師派遣等の支援を行います。

3 サイバーセキュリティ対策の推進

NICTがサイバー攻撃への対応能力向上を図るため行っている実践的サイバー防御演習などを活用し、サイバーセキュリティに関する知識の普及を進めます。また、ネットワーク・セキュリティ関連団体等と連携し、一般国民、企業等を対象としたセミナーを開催し周知啓発を図ります。

4 良好な電波利用環境の確保

重要無線通信妨害をはじめとした混信申告に対する迅速かつ的確な原因究明・障害の排除を行うほか、電波の適正な利用等に関する周知啓発を推進し、電波を安心・安全に利用できる良好な環境整備を進めます。

(1) 重要無線通信に対する妨害の排除

消防・救急や警察などの国民の生命・財産の保全に直結する重要無線通信への妨害に対し、早期の原因究明と解決に取り組みます。

(2) 電波監視業務の充実・強化

良好な電波利用環境を維持するため、電波監視業務の充実・強化及び混信申告処理の迅速化を図ります。

(3) 基準不適合設備による障害防止等

電波法の基準に適合していない無線機器が市場で流通することを防ぐため、調査を行いその販売中止等について要請するほか、電波法に基づく無線局の無線設備等の点検・検査を行う登録点検事業者に対する立入検査を着実に実施し、その適正な運用を確保します。

(4) 電子申請の普及促進

無線局の免許申請等における電子申請利用の促進を図るため、積極的に周知広報を行い電子申請の利用拡大に取り組みます。